

今治拳友会 安全管理規程

第1条 (目的)

本規程は、今治拳友会規約第20条の規定に基づき、本会の活動における事故の防止及び発生時の対応並びに保険加入及び責任の範囲について必要な事項を定め、会員の安全確保を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規程は、本会が実施する稽古、試合、大会、講習会、合宿及びその他すべての活動に適用する。

第3条 (安全管理の基本)

- 1 本会は、会員の安全確保を最優先とし、事故の未然防止に努める。
- 2 会員は、指導員の指示に従い、安全に配慮して活動に参加しなければならない。
- 3 指導員は、年齢、体力及び技能に応じた指導を行うものとする。

第4条 (安全対策)

本会及び指導員は、次の安全対策を講ずるものとする。

- (1) 稽古前の体調確認
- (2) 防具の着用及び用具の点検
- (3) 危険行為の禁止及び指導
- (4) 活動場所の安全確認
- (5) 必要に応じた休憩及び水分補給の確保

第5条 (事故発生時の対応)

- 1 事故が発生した場合は、速やかに応急処置を行い、必要に応じて医療機関への搬送を行う。
この場合において、緊急時の判断は指導員が行うものとする。
- 2 指導員は、事故が発生した場合には、その状況を速やかに会長その他関係者に報告するものとする。
- 3 未成年者の場合は、保護者へ速やかに連絡する。

第6条 (保険)

- 1 本会は、会員に対しスポーツ安全保険等への加入を義務付けるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 保険加入の手続きは、本会が取りまとめて行うことができる。

第7条（責任の範囲）

- 1 本会は、安全管理に十分配慮するものとするが、活動中に発生した事故については、故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとする。
- 2 会員は、自己の健康状態を十分に把握し、無理のない範囲で活動に参加するものとする。

第8条（保護者の責任）

未成年者の参加については、保護者の同意を必要とし、送迎及び日常の健康管理については保護者の責任において行うものとする。

第9条（事故報告）

事故が発生した場合は、必要に応じて事故報告書を作成し、原因の分析及び再発防止策の検討を行うものとする。

第10条（改定）

本規程は、理事会の決議により改定することができる。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。